

139	<u>292,800</u>					
140	<u>292,900</u>					
141	<u>293,100</u>					
142	<u>293,300</u>					
143	<u>293,500</u>					
144	<u>293,700</u>					
145	<u>294,100</u>					
146	<u>294,300</u>					
147	<u>294,800</u>					
148	<u>294,900</u>					
149	<u>295,200</u>					
150	<u>295,400</u>					
151	<u>295,700</u>					
152	<u>295,900</u>					
153	<u>296,200</u>					

備考 <現行どおり>

(単位 円)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
基準給料月額	<u>214,100</u>	<u>254,800</u>	<u>269,600</u>	<u>304,400</u>	<u>318,100</u>	<u>331,900</u>

139	<u>284,700</u>					
140	<u>285,000</u>					
141	<u>285,200</u>					
142	<u>285,400</u>					
143	<u>285,600</u>					
144	<u>285,900</u>					
145	<u>286,300</u>					
146	<u>286,500</u>					
147	<u>286,800</u>					
148	<u>287,100</u>					
149	<u>287,400</u>					
150	<u>287,600</u>					
151	<u>287,900</u>					
152	<u>288,100</u>					
153	<u>288,400</u>					

備考 <省略>

(単位 円)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
基準給料月額	<u>205,800</u>	<u>245,600</u>	<u>260,100</u>	<u>293,600</u>	<u>307,100</u>	<u>320,600</u>

(令和 7 年 1 2 月 2 4 日 掲 示 済 み)

草津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 4 日

草津市長 橋 川 涉

草津市条例第 2 9 号

草津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

草津市職員等の旅費に関する条例(昭和 5 4 年草津市条例第 3 1 号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">&lt;&lt;改正前を削る&gt;&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;&lt;改正前を削る&gt;&gt;</p> <p>第 1 条 &lt;&lt;現行どおり&gt;&gt; (用語の意義)</p> <p>第 2 条 &lt;&lt;現行どおり&gt;&gt; (1) &lt;&lt;現行どおり&gt;&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;&lt;改正前を削る&gt;&gt;</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 総則(第 1 条—第 1 3 条)</p> <p>第 2 章 旅費の額(第 1 4 条—第 2 7 条)</p> <p>第 3 章 雑則(第 2 8 条—第 3 1 条)</p> <p>付則</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 &lt;&lt;省略&gt;&gt; (用語の意義)</p> <p>第 2 条 &lt;&lt;省略&gt;&gt; (1) &lt;&lt;省略&gt;&gt;</p> <p>(2) 7、6、5 級相当職員 一般行政職給料表の適用を受ける職員のうち 7、6、5 級の職務にある者、教育職給料表の適用を受ける職員のうち 4、3 級の職務にある者(3 級の職務にある者にあつては、課長補佐以上またはこれらと同</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">《改正前を削る》</p> <p>(2) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州および規則で定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。</p> <p>(3) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行および外国における旅行をいう。</p> <p>(4) 出張 職員が公務のため一時その在勤地（<u>任命権者またはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所</u>）を離れて旅行し、または職員以外の者が公務のため一時その住所もしくは居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(5) 《現行どおり》</p> <p>(6) 帰住 職員が退職し、または死亡した場合において、その職員またはその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。</p> <p style="text-align: center;">《改正前を削る》</p> <p>(7) 遺族 職員の配偶者（<u>婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。</u>）、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹ならびに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>(8) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者および子で職員と生計を一にす</p>	<p>等の職務にある者に限る。）および医療職給料表の適用を受ける職員のうち6、5級の職務にある者をいう。</p> <p>(3) 4、3、2、1級相当職員 一般行政職給料表の適用を受ける職員のうち4、3、2、1級の職務にある者、教育職給料表の適用を受ける職員のうち3、2、1級の職務にある者（3級の職務にある者にあつては、前号に掲げる職務にある者を除く。）、医療職給料表の適用を受ける職員のうち4、3、2、1級の職務にある者、技能職給料表の適用を受ける者および労務職給料表の適用を受ける者をいう。</p> <p style="text-align: center;">《改正後に新設》</p> <p style="text-align: center;">《改正後に新設》</p> <p>(4) 出張 職員が公務のため一時その在勤地を離れて旅行し、または職員以外の者が公務のため一時その住所もしくは居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(5) 《省略》</p> <p>(6) 帰住 職員が退職し、または死亡した場合において、その職員もしくはその扶養親族またはその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。</p> <p>(7) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。</p> <p>(8) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹ならびに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p style="text-align: center;">《改正後に新設》</p>

改正後	改正前
<p>るものをいう。</p> <p>    《改正前を削る》</p> <p>    《改正前を削る》</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 《現行どおり》</p> <p>2 <u>職員、その配偶者もしくは子またはその遺族が</u> 次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1) 職員が出張または赴任のための旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職または休職（以下「退職等」という。）<u>となった場合</u>（当該退職等に伴う旅費を必要としない場合を除く。）には、当該職員</p> <p>(2)～(3) 《現行どおり》</p> <p>(4) <u>職員が、外国の在勤地において死亡し、または出張もしくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族</u></p> <p>(5) <u>外国在勤の職員の配偶者または子が、当該職員の在勤地において死亡し、または第17条第1項第2号ア、イもしくはエに規定する場合における外国旅行中に死亡した場合には、当該職員</u></p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号もしくは第29条第1項各号に掲げる事由またはこれらに準ずる事由により退職等<u>となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</u></p> <p>4 《現行どおり》</p> <p>5 <u>第1項、第2項および前項の規定に該当する場合を除くほか、他の法令に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。</u></p> <p>6 <u>第1項、第2項および前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項および同条第4項ならびに第5条において同じ。）を受け、または死亡した場合その他規則で</u></p>	<p>2 この条例において「何級の職務」という場合には、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第3条に規定する給料表による当該級の職務をいうものとする。</p> <p>3 この条例において「何々地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいうものとする。</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 《省略》</p> <p>2 職員またはその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1) 職員が出張または赴任のための旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職または休職（以下「退職等」という。）<u>となった場合</u>（当該退職等に伴う旅費を必要としない場合を除く。）には、当該職員</p> <p>(2)～(3) 《省略》</p> <p>    《改正後に新設》</p> <p>    《改正後に新設》</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号もしくは第29条第1項各号に掲げる事由またはこれらに準ずる事由により退職等<u>となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</u></p> <p>4 《省略》</p> <p>    《改正後に新設》</p> <p>5 <u>第1項、第2項および前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）がその出発前に次条第3項の規定に</u></p>

改正後	改正前
<p><u>定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額または支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。</u></p> <p><u>7</u> 第1項、第2項、第4項および第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他<u>規則で定める</u>事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受け<u>なかった</u>場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部または一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で<u>規則で定める</u>金額を旅費として支給することができる。</p> <p>（旅行命令等）</p> <p>第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、<u>旅行命令権者の発する旅行命令または旅行依頼（以下この条および次条において「旅行命令等」という。）</u>によって行われなければならない。</p> <p>(1)～(2) ≪現行どおり≫</p> <p>2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。</p> <p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更を<u>する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自らまたは次条第1項もしくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更を</u>することができる。</p> <p><u>4</u> 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、またはその変更をするには、旅行命令簿または旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載または記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載または記録を<u>するいとまがない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>5</u> 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載または記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載または記録をしなければならない。</p> <p>（旅行命令等に従わない旅行）</p> <p>第5条 旅行者は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以</p>	<p>より旅行命令等を取り消され、または死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、その者の損失となつた金額を旅費として支給することができる。</p> <p><u>6</u> 第1項、第2項および第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中<u>交通機関等の事故または天災その他特別の</u>事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受け<u>なかつた</u>場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部または一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で<u>任命権者が定める</u>金額を旅費として支給することができる。</p> <p>（旅行命令等）</p> <p>第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、<u>任命権者またはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）</u>の発する旅行命令または旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によつて行われなければならない。</p> <p>(1)～(2) ≪省略≫</p> <p>2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。</p> <p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（<u>取り消しを含む。以下同じ。</u>）する必要があると認める場合には、自らまたは次条第1項もしくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、<u>これを変更</u>することができる。</p> <p>≪改正後に新設≫</p> <p>≪改正後に新設≫</p> <p>（旅行命令等に従わない旅行）</p> <p>第5条 旅行者は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下</p>

改正後	改正前
<p>下この条において同じ。)に<u>従って</u>旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、または申請をしたがその変更が認められ<u>なかった</u>場合において、旅行命令等に<u>従わ</u>ないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に<u>従った</u>限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。</p> <p><u>(旅費の計算)</u></p> <p><u>第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためものとして次条から第19条までに規定する種目および内容に基づき、最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路または方法により旅行し難い場合は、その現によつた経路および方法によって計算する。</u></p> <p><u>(旅費の種目)</u></p> <p><u>第7条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費およ</u></p>	<p>この条において同じ。)に<u>従つて</u>旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、または申請をしたがその変更が認められ<u>なかつた</u>場合において、旅行命令等に<u>従わ</u>ないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に<u>従つた</u>限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。</p> <p><u>(旅費の種類)</u></p> <p><u>第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当および扶養親族移転料とする。</u></p> <p><u>2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p> <p><u>3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p> <p><u>4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。</u></p> <p><u>5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額または実費額により支給する。</u></p> <p><u>6 日当は、旅行中の日数に応じ、1日当たりの定額により支給する。</u></p> <p><u>7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p><u>8 食卓料は、水路旅行および航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p><u>9 移転料は、赴任に伴う住所または居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。</u></p> <p><u>10 着後手当は、赴任に伴う住所または居所の移転について、定額により支給する。</u></p> <p><u>11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。</u></p> <p><u>(旅費の計算)</u></p> <p><u>第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要または天災その他やむを得な</u></p>

改正後	改正前
<p><u>び死亡手当とする。</u></p> <p><u>(鉄道賃)</u></p> <p><u>第8条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道および軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) 運賃</u></p> <p><u>(2) 急行料金</u></p> <p><u>(3) 寝台料金</u></p> <p><u>(4) 座席指定料金</u></p> <p><u>(5) 特別車両料金（市長等または市長等の旅費相当額を支給される者に随行して旅行する職員（以下「随行職員」という。）に限る。）</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p><u>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、国内旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（市長等および随行職員が移動する場合には、最上級の直近下位の級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級の直近下位の級の運賃の額とする。</u></p> <p><u>(船賃)</u></p> <p><u>第9条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) 運賃</u></p> <p><u>(2) 寝台料金</u></p> <p><u>(3) 座席指定料金</u></p> <p><u>(4) 特別船室料金（市長等または随行職員に限る</u></p>	<p><u>い事情により最も経済的な通常の経路または方法によつて旅行しがたい場合には、その現によつた経路および方法によつて計算する。</u></p> <p><u>第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。</u></p> <p><u>2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。</u></p> <p><u>第9条 1日の旅行において、日当または宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当または宿泊料を支給する。</u></p>

改正後	改正前
<p>。)</p> <p>(5) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（市長等および随員が移動する場合には、最上級の直近下位）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級の直近下位の級の運賃の額とする。</u></p> <p><u>（航空賃）</u></p> <p>第10条 <u>航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号および第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>運賃</u></p> <p>(2) <u>座席指定料金</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により市長等および随員が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額</u></p> <p>(2) <u>外国旅行の場合であって、運賃の等級が2に区分された航空機により市長等および随員が移動するとき 上級の運賃の額</u></p> <p><u>（その他の交通費）</u></p> <p>第11条 <u>その他の交通費は、鉄道、船舶および航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に</u></p>	<p>第10条 <u>旅行者が市において借り入れまたは市有の船車等によつて旅行するときは、鉄道賃、船賃および車賃を支給しない。</u></p> <p>第11条 <u>鉄道旅行、水路旅行、航空旅行または陸路旅行中における年度の経過、職務の等級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃または車賃を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分およびそれ以後の分に区分して計算する。</u></p>

改正後	改正前
<p>供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃</p> <p>(2) <u>道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる費用に付随する費用（宿泊費）</u></p> <p><u>第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）別表第2に定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。この場合において、省令別表第2中「指定職職員等」とあるのは「市長等」と、「職務の級が10級以下の者」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u></p> <p><u>（包括宿泊費）</u></p> <p><u>第13条 包括宿泊費は、移動および宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規定による交通費の額および当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</u></p> <p>    &lt;&lt;改正前を削る&gt;&gt;</p> <p><u>（宿泊手当）</u></p> <p><u>第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令別表第3で定める1夜当たりの定額とする。</u></p>	<p><u>（旅費の請求手続）</u></p> <p><u>第12条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者および概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、当該旅費の支出または支払をする者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部または一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額のうち、その書類を提出しなかつたためその旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。</u></p> <p><u>2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。</u></p> <p><u>3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。</u></p> <p><u>（職員以外の者の旅費）</u></p> <p><u>第13条 職員以外の者が、第3条第4項の規定により旅行する場合の旅費は、そのつど任命権者が市長と協議して定める。</u></p> <p><u>第2章 旅費の額</u></p> <p><u>（鉄道賃）</u></p> <p><u>第14条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金および特別車両料金ならびに座席指定料金による。</u></p>

改正後	改正前
<p>(<u>転居費</u>)</p> <p>第 15 条 <u>転居費は、赴任に伴う転居に要する費用</u>  <u>(第 17 条第 1 項第 1 号アもしくはイまたは同項</u>  <u>第 2 号アもしくはイに規定する場合の家族の転居</u>  <u>に要する費用を含む。)</u>とし、その額は、規則で  <u>定める算定方法により算定される額とする。</u></p>	<p>(1) <u>運賃の等級を 2 階級に区分する線路による旅</u>  <u>行の場合には、1 等の運賃</u></p> <p>(2) <u>運賃の等級を設けない線路による旅行の場合</u>  <u>には、その乗車に要する運賃</u></p> <p>(3) <u>急行料金を徴する線路による旅行の場合に</u>  <u>は、前各号に規定する運賃のほか、次に規定す</u>  <u>る急行料金</u>  <u>ア 第 1 号の規定に該当する線路による旅行の</u>  <u>場合には、運賃の等級と同一等級の急行料金</u>  <u>イ 前号の規定に該当する線路による旅行の場</u>  <u>合には、その乗車に要する急行料金</u></p> <p>(4) <u>市長等が第 2 号の規定に該当する線路で特別</u>  <u>車両料金を徴する客車を運行するものによる旅</u>  <u>行の場合には、同号に規定する運賃および前号</u>  <u>に規定する急行料金のほか、特別車両料金</u></p> <p>(5) <u>座席指定料金を徴する客車を運行する線路に</u>  <u>よる旅行の場合には、第 1 号または第 2 号に規</u>  <u>定する運賃、第 3 号に規定する急行料金および</u>  <u>前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定</u>  <u>料金</u></p> <p>2. <u>前項第 3 号に規定する急行料金は、次の各号の</u>  <u>一に該当する場合に限り、支給する。</u></p> <p>(1) <u>特別急行列車を運行する線路による旅行で片</u>  <u>道 100 キロメートル以上のもの</u></p> <p>(2) <u>普通急行列車または準急行列車を運行する線</u>  <u>路による旅行で片道 50 キロメートル以上のもの</u>  <u>の</u></p> <p>3. <u>第 1 項第 4 号に規定する特別車両料金は、片道</u>  <u>100 キロメートル以上の旅行に限り支給する。</u></p> <p>4. <u>第 1 項第 5 号に規定する座席指定料金は、片道</u>  <u>100 キロメートル以上の旅行に限り支給する。</u></p> <p>(<u>船賃</u>)</p> <p>第 15 条 <u>船賃の額は、次の各号に規定する旅客運</u>  <u>賃 (はしけ賃およびさん橋賃を含む。以下この条</u>  <u>において「運賃」という。)、寝台料金および特</u>  <u>別船室料金ならびに座席指定料金による。</u></p> <p>(1) <u>運賃の等級を 3 階級に区分する船舶による旅</u>  <u>行の場合には、次に規定する運賃</u>  <u>ア 市長等および 7、6、5 級相当職員につい</u>  <u>ては、上級の運賃</u>  <u>イ 4、3、2、1 級相当職員については、中</u>  <u>級の運賃</u></p> <p>(2) <u>運賃の等級を 2 階級に区分する船舶による旅</u></p>

改正後	改正前
<p>(着後滞在費)</p> <p>第16条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあっては5夜分を、外国旅行にあっては10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費および宿泊手当の合計額に相当する額とする。</p> <p>(家族移転費)</p> <p>第17条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 内国旅行にあっては、次に掲げる額</p> <p>ア 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号および次号アからウまでにおいて同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当および着後滞在費の合計額に相当する額</p> <p>イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額</p>	<p>行の場合には、<u>上級の運賃</u></p> <p>(3) <u>運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u></p> <p>(4) <u>公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u></p> <p>(5) <u>市長等が第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行の場合には、同号に規定する運賃および前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金</u></p> <p>(6) <u>座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃および料金のほか、座席指定料金</u></p> <p>2 <u>前項第1号または第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。</u></p> <p>(航空賃)</p> <p>第16条 <u>航空賃の額は、現に支払った旅客運賃とする。</u></p> <p>(車賃)</p> <p>第17条 <u>車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。</u></p>